

新型コロナウイルスによる休校措置に伴う児童・生徒対策に関する  
意見書（案）

新型コロナウイルスの発生により、政府から出された学校における臨時休業の措置要請に基づき全国的に小中高等学校をはじめとする教育機関の多くが休業を行った。

また、和歌山県においては、新型コロナウイルス陽性患者の発生により、2020年4月以降においても学校における臨時休業の措置が継続されている。

上記の経緯を踏まえ、子供たちが安心・安全に一刻も早く日常生活を取り戻すことができるよう下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 エビデンスに基づく安全な学校生活のため、政府による緊急事態宣言解除後学校再開に当たっては、簡易抗体検査キット等による全生徒対象検査を実施すること。
- 2 学校における臨時休業の措置に伴い在宅による支出増加が継続していることから緊急経済対策による子育て世帯への臨時特別給付金の支給を継続すること。
- 3 政府の緊急事態宣言に伴う学校における休業の措置に当たって、特定警戒都道府県以外でのスポーツ・文化活動再開の指針を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年4月23日

様

和歌山県議会議長 岸本 健  
(提出者)  
長坂 隆司  
林 隆一

(意見書提出先)  
衆議院議長

参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官